

「とちぎボランティア NPO センター運営業務」業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

本要領は、「とちぎボランティア NPO センター運営業務」を委託する業者を選定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものである。

1 業務内容

- (1) 業務名 とちぎボランティア NPO センター運営業務
- (2) 業務内容 別紙「「とちぎボランティア NPO センター運営業務」業務委託仕様書」
(以下「仕様書」という。) のとおり。
- (3) 契約期間 令和 8 (2026) 年 4 月 1 日から令和 11 (2029) 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託料上限額 55,786,500 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 担当所属及び
問い合わせ先 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20
栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課
協働・多文化共生室
TEL 028-623-3422 FAX 028-623-2121
E-mail: kyodo@pref.tochigi.lg.jp

2 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 仕様書の内容に照らし、当該業務を的確に遂行する能力を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 国税及び都道府県税の滞納がないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 募集日程

令和 8 (2026) 年 1 月 8 日 (木)	募集開始
1 月 29 日 (木) 14:00～	現地説明会
2 月 5 日 (水) 17:00	質問書の提出期限
2 月 13 日 (金) まで	質問書への回答
2 月 16 日 (月) 17:00	参加表明書提出期限
2 月 27 日 (金) まで	参加資格確認結果の通知
3 月 6 日 (金) 17:00	企画提案書の提出期限
3 月 19 日 (木)	プレゼンテーション審査
3 月 23 日 (月) 以降	選考結果通知

4 現地説明会への参加

現地説明会への参加を希望する者は、現地説明会参加申込書（様式1）を提出すること。

(1) 開催日時・場所

令和8(2026)年1月29日(木)14時から
とちぎボランティアNPOセンター研修室A

(2) 提出期限

令和8(2026)年1月27日(火)17時まで

(3) 提出方法

電子メールによること。
※到着確認のため電話連絡を行うこと。

(4) 提出先

本要領1(5)に掲げる場所

5 質問の受付及び回答

本要領や仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き質問書（様式2）を提出することとする。

(1) 提出期限

令和8(2026)年2月5日(水)17時まで

(2) 提出方法

電子メールによること。
※到着確認のため電話連絡を行うこと。

(3) 提出先

本要領1(5)に掲げる場所

(4) 質問に対する回答

令和8(2026)年2月13日(金)までに栃木県ホームページに掲載する。

(5) 留意事項

本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

6 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書（様式3）を提出すること。

(1) 提出期限

令和8(2026)年2月16日(月)17時まで
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

(2) 提出方法

電子メールによること。
※到着確認のため電話連絡を行うこと。
※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8(2026)年2月17日(火)正午までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(3) 提出先

本要領1(5)に掲げる場所

(4) 提出書類

- ・参加表明書（様式3）
- ・申請者に関する調書（様式4）

- ・誓約書（様式5）
- ・国税及び県税に係る滞納がない旨の証明書

(5) 提出部数

各1部

(6) 参加資格要件の確認

参加表明書の提出者について、本要領2に規定する資格要件に基づき、参加資格の確認を行い、その結果を令和8(2026)年2月27日(金)までに電子メールにて通知する。

※非選定理由の説明請求期限は令和8(2026)年3月3日(火)とする。

7 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、次により企画提案書等を作成し、提出すること。

(1) 提出期限

令和8(2026)年3月6日(金)17時まで

(2) 提出場所

本要領1(5)に掲げる場所

(3) 提出方法

持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)によること。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

(4) 提出書類

- ・企画提案書(様式6)

- ・企画書(様式任意、A4判タテ又はヨコ、両面10枚以内)

次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容(目的、効果、訴求ポイント等)

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

- ・積算書(様式任意、A4判1枚)

- ・統括責任者の氏名及び経歴が分かる資料

- ・その他提案の参考となる資料

(5) 提出部数

各6部(正本1部、副本5部)

※審査の公正を期すため、副本には参加者名を記載しないこと。

(6) その他

ア 提出期限後の書類の差替、追加提出は認めない。(審査に影響を与えない軽微なものを除く。)

イ 提出書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

ウ 提出された書類は返還しない。

エ 企画書提案は1者1提案とする。

オ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

カ 企画提案等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

キ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

ク プロポーザルの手続において使用する言語は日本語、通貨は円とする。

ケ 企画提案等の書類は、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)に基づく公

文書開示請求の対象となる。

- コ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- サ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 企画提案に係る留意事項

- (1) 本県の社会貢献活動及び協働の取組の促進に関する基本理念・方向性を定めた「栃木県社会貢献活動の促進に関する条例」及び「栃木県社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針」を踏まえて提案すること。
- (2) 3年間の長期継続契約であることを踏まえ、中長期的な展望を交えて提案すること。
- (3) 市町において市民活動支援センターの設置が進む中、県域センターに求められる役割を踏まえて提案すること。
- (4) 仕様書の各業務について、理念や課題意識のみならず、個別事業ごとの具体的な実施内容やターゲット等を含めて提案すること。

9 審査方法等

(1) 契約候補者の選定方法

「「とちぎボランティア NPO センター運営業務」に係るプロポーザル審査及び委託契約候補者の選定要領（以下「選定要領」という。）」のとおり。

(2) 評価基準

選定要領別紙「「とちぎボランティア NPO センター運営業務」業務委託プロポーザル審査会審査基準表」のとおり。

(3) 審査方法

企画提案書、積算書、プレゼンテーションについて、評価基準に基づいてプロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し、評価を行う。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 積算額が本要領 1 (4) の委託料上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果等について栃木県ホームページに掲載するとともに、本要領 1 (5) に掲げる場所において閲覧に供するものとする。

※非選定理由の説明請求期限は令和 8 (2026) 年 3 月 27 日 (金) とする。

11 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
 - (2) 契約代金の支払いについては、原則、前金払いとする。なお、各年度における支払額の上限は、18,595,500 円とする。
 - (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補とする。
 - (4) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に変わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。
- 締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。
- (5) 本プロポーザルに係る契約の内容は、別添「とちぎボランティアNPOセンター運営業務委託契約書（案）」のとおりとする。

- (12) 本プロポーザルは、令和8年度の当初予算が原案どおり成立することを前提に、年度開始前準備行為として実施するものである。そのため、令和8年度予算が原案どおり成立しない場合、委託業務の中止等を行うことがある。また、本委託業務に係る契約は、長期継続契約として実施する。そのため、契約にあたっては、甲の各年度予算において業務委託に係る経費が削減又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。